

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所等改修第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件であり、本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす同社と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	331,905,000	330,750,000	99.7%	—	
正倉院事務所ほか新築第6回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月2日	株式会社浅沼組 大阪府大阪市天王寺区東高津町12番6号	本工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	104,370,000	103,950,000	99.6%	—	
京都御所紫宸殿廻り宣陽殿ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	株式会社大林組 大阪府大阪市中央区北浜東4番33号	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	82,950,000	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
京都御所若宮姫宮御殿椼皮葺屋根葺替第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	田中社寺株式会社 岐阜県岐阜市加納東丸町2丁目20	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	34,335,000	—	—	
京都御所若宮姫宮御殿椼皮葺屋根葺替に伴うその他整備第3回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	株式会社佐桑工務店 京都府京都市左京区下鴨高木町39番地の4	本工事は前年度実施した第1回工事及び第2回工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	40,425,000	—	—	
京都御所紫宸殿廻り月華門南側回廊ほか本瓦葺屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	松井建設株式会社大阪支店 大阪府大阪市北区紅梅町2番18号（南森町共同ビル）	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施工される工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	59,850,000	—	—	
京都御所ほか障壁画修理第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年4月2日	株式会社松村泰山堂 京都府京都市北区小山西大野町51番地3	本工事は第3次3カ年計画の第2年度として前年度に実施した第1回工事に引き続き実施するもので、前工事は株式会社松村泰山堂が施行し、着実な成果を収めている。本工事を当該施工者に施行させた場合には、障壁画の現況及び修理の内容を熟知していることから、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、新たな業者と競争に付するよりも有利に契約できる。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	17,692,500	—	—	
御所内装改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月5日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、御所の公室棟の内装改修を行う工事である。 施工場所は、公室部分であるため、御動静、行事等の際に支障をきたすことなく限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 同社は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	14,931,000	14,175,000	94.9%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院事務所ほか新築工事に伴う第6回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年4月25日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	本件業務は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、前年度工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	1,902,600	1,837,500	96.6%	—	
御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年5月17日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、御所各所の修繕を行う工事である。施工場所は、御留守中の限られた時間内に工事を完了させることが求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる場所である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。同社は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号）	11,560,500	11,550,000	99.9%	—	
御所加圧給水ポンプユニット改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年5月21日	荏原テクノサーブ株式会社 東京都大田区羽田5丁目1番13号	本工事は、御所に設置されている加圧給水ポンプユニットの制御機器を取り替える工事である。施工対象は、インバーター、CPU基板等で、ポンプの運転制御、水量・水圧の維持に欠かせない機器であり、各種機器との連動を動作を司る重要なものである。また、当該設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。同社は、当該設備を設計・製造及び施工した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号）	2,525,250	2,520,000	99.8%	—	
埼玉鴨場叩込み改築ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月5日	株式会社保永建設 埼玉県草加市長栄町929番地	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	3,284,400	3,150,000	95.9%	—	
赤坂御用地園地管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月13日	株式会社松栄造園土木 東京都北区東十条3丁目4番3号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	8,347,500	—	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿長和殿各所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月13日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	<p>本工事は、宮殿長和殿中車寄ほか絨毯敷き替え、西廊下木部塗装等を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。</p> <p>清水建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	24,181,500	23,100,000	95.5%	-	
宮殿保全整備計画に伴う第6回詳細調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月15日	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2丁目6番1号平河町ビル	<p>宮殿は、全体的に経年による劣化が進んできており、各所において劣化に伴う事故も発生してきている。従来からもこれらに対応するため、部分的な改修を進めてきたが、竣工以来30余年を経過し、宮殿が国の最高の儀式を行う施設であることを鑑み、建築・設備全体に渡っての耐震性等を把握し、また、将来に向けて新たな視点に立った省エネ化・情報化・バリアフリー化等に対応するための改修方法も検討し、総合的に長期改修計画を立てる必要がある。このため、宮殿の長期的な保全計画の提案をテーマとした総合調査を行っているところであるが、今回業務では宮殿の保全業務を実施するための保全基準作成、宮殿の耐震性能の確認を目的としており、本業務を円滑かつ適切に実行するには、確かな実績と必要な知識を有する人材が不可欠である。</p> <p>同センターは、平成13年度に建物概況調査を行い、同14年度から毎年詳細調査を行っている。また、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的として設立された公益法人であり、官公庁施設の保全に関する診断システムの開発、補修・改修工法の評価、総合耐震診断・劣化診断等の各種調査研究や、官庁施設の保全・更新の計画について多くの実績を有し、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	13,555,500	12,600,000	93.0%	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
赤坂設備センター新築機械設備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月19日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<p>本件工事は、平成17年度から4ヵ年で計画した第3ヵ年目の赤坂設備センター新築工事のうち、機械設備工事に関するものである。</p> <p>当該設備センター新築工事において、2ヵ年目までは建築・設備一体工事として、当初の指名競争入札により契約した安藤建設㈱と随意契約を行ってきた。ところが、平成19年度工事についての見積合わせの際、突如同社が辞退をし、契約が不成立となってしまうことから、新たな契約形態を検討する必要性が発生した。</p> <p>本件工事場所は東宮御所に隣接し、密接な関係にあることから、工事を万全の体制で遂行する必要がある。そのためには、分離発注することなく一括管理にて工事を進捗させなければならない。また、設備工事については、前回工事からの継続工事であるので、一体的な設備システムの構築を目的とするものであり、前回工事と密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が必要である。</p> <p>これらのことから、本件工事における工期の短縮、経費の削減、安全・円滑・適切な施工の確保や、前回工事と本件工事の施工者が異なる場合に発生しやすい、瑕疵担保責任範囲の不明確さの軽減を確保する上でも、前年度工事までの機械設備工事を一括して施工・管理を行った下請負者以外のものに施工させることは不利と認められる。</p> <p>第一工業㈱は、赤坂設備センター新築工事において、安藤建設㈱の下請負者として、平成17年度及び平成18年度の機械設備工事の施工・管理を一括して行ってきたため。（会計法第29条の3第4項）</p>	53,634,000	53,550,000	99.8%	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
赤坂設備センター新築電気設備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月20日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	<p>本件工事は、平成17年度から4ヵ年で計画した第3ヵ年目の赤坂設備センター新築工事のうち、電気設備及び建築工事に関するものである。</p> <p>当該設備センター新築工事において、2ヵ年目までは建築・設備一体工事として、当初の指名競争入札により契約した安藤建設㈱と随意契約を行ってきた。ところが、平成19年度工事についての見積合わせの際、突如同社が辞退をし、契約が不成立となってしまうことから、新たな契約形態を検討する必要性が発生した。</p> <p>本件工事場所は東宮御所に隣接し、密接な関係にあることから、工事を万全の体制で遂行する必要がある。そのためには、分離発注することなく一括管理にて工事を進捗させなければならない。また、設備工事については、前回工事からの継続工事であるので、一体的な設備システムの構築を目的とするものであり、前回工事と密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が必要である。</p> <p>これらのことから、本件工事における工期の短縮、経費の削減、安全・円滑・適切な施工の確保や、前回工事と本件工事の施工者が異なる場合に発生しやすい、瑕疵担保責任範囲の不明確さの軽減を確保する上でも、前年度工事までの電気設備工事を一括して施工・管理を行った下請負者以外のものに施工させることは不利と認められる。</p> <p>㈱関電工は、赤坂設備センター新築工事において、安藤建設㈱の下請負者として、平成17年度及び平成18年度の電気設備工事の施工・管理を一括して行っており、さらにその他工事に十分対応できる実力と資格を有しているため。（会計法第29条の3第4項）</p>	74,844,000	74,550,000	99.6%	-	
秋篠宮邸増築工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月22日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	<p>本工事は、秋篠宮邸私室棟の居室部分を増築し、更に1階及び2階私室部分とを通路にて接続することにより、増築部分の利便性・機能性を高める工事である。</p> <p>本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。</p> <p>この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設㈱は、当該施設等の新築及び増築・改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	67,357,500	66,150,000	98.2%	-	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
三笠宮邸網戸サッシ改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年6月28日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	本工事は、三笠宮邸御殿の各応接室及び御居間等の網戸を改修するものである。 皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 （株竹中工務店は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	4,183,200	4,095,000	97.9%	—	
那須御用邸エレベーター自動着床装置取設ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月6日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田美土代町7番地	本工事は、那須御用邸既設エレベーター設備の制御盤を改造して自動着床装置（停電時管制運転装置・地震時管制運転装置）を取り付け、併せて同設備に耐震対策を施すものである。当該エレベーター自動着床装置の取設等は、当該エレベーター設備が停電時及び地震時に乗員の安全を確保するための機能の付加と、地震時にも当該設備が運転機能を維持出来るように補強部材を取り付けるものであるが、当該エレベーター設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから、当該工事を製造者以外の者に任せた場合、その機能に著しい支障が生じる恐れがある。同社は当該設備を設計・製造した（株）日立製作所の系列会社で、（株）日立製作所が製造した機器に関する工事を担当する会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	2,770,950	2,751,000	99.3%	—	
赤坂設備センター新築工事に伴う第4回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月12日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	本業務対象工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも前年度工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	2,721,600	2,520,000	92.6%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿豊明殿各所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月13日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、宮殿豊明殿クロックホールほかの絨毯敷替、厨房床の排水蓋改修を行う工事である。宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。同社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	7,982,100	7,875,000	98.7%	—	
東宮御所浴槽取替ほか修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年7月18日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、東宮御所私室棟各所の不具合箇所の修繕並びに経年劣化した浴槽の取替工事などを実施するものである。施工場所は御生活に直接関わる部分であるため、御動静等に配慮しつつ限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められる。また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。同社は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,046,050	3,045,000	99.9%	—	
皇居総合倉庫ほか埋設ガス配管改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年8月7日	東京瓦斯株式会社首都圏西導管事業部南部内管保安センター 東京都港区南麻布2-5-19	本工事は、皇居総合倉庫、第5変電所へ都市ガスを供給するための地中埋設配管のうち、劣化した鋼製配管の箇所をポリエチレン製配管に改修するものである。本工事は、ガス事業法に基づき許可を受けた事業者である同社に施工者が特定されるため。（会計法第29条の3第4項）	6,252,750	6,252,750	100%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿表御座所控室裂地張替 その他工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1 - 1	平成19年8月7日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15 番2号	本工事は、宮殿表御座所控室裂地張替、西車寄電灯整備、連翠池排水口蓋取替及び周囲石修繕を行う工事である。宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。同社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	4,301,850	4,095,000	95.2%	—	
東宮御所整備に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1 - 1	平成19年8月21日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目 1番1号	本業務は、東宮御所整備工事の実実施設計を行う業務であり、平成15年度標準プロポーザルにおいて特定された同社が行った「東宮御所設備センター周辺整備に伴う基本構想案作成業務」の内容を踏まえて実施するものである。したがって、基本構想（基本設計）及び実施設計の各段階で一貫した考え方や方針に基づき順次具体化する必要がある、プロポーザルの技術提案に基づき適切に履行された基本構想（基本設計）と実施設計の設計内容は密接不可分の関係にある。また、本業務は「東宮御所設備センター周辺整備に伴う基本構想案作成業務」プロポーザル時において、基本構想と一連業務として行うことを考慮して業者選定されたものである。同社は、業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号）	33,096,000	31,500,000	95.2%	—	
京都御所ほか防火貯水槽漏水防止その他工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年9月12日	株式会社建装 京都市山科区御陵三蔵町1 3-6	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	3,977,400	3,958,500	99.5%	—	
赤坂御用地内埋設ガス配管改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1 - 1	平成19年9月18日	東京瓦斯株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目 7番30号	本工事は、赤坂御用地内埋設ガス配管の2系統（鮫が橋門系統・南門系統）の鋼製配管部分の腐食防止及び耐震性向上のためにポリエチレン製配管に引き替えるものである。本工事は、ガス事業法に基づき許可を受けた事業者である東京瓦斯㈱に施工者が特定されるため。（会計法第29条の3第4項）	25,529,700	25,529,700	100%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院保存科学室修繕工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年10月2日	株式会社谷垣工業所 奈良市三碓6丁目8番54号	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,901,400	4,830,000	98.5%	—	
赤坂設備センター新築電気設備ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年10月30日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物一体の電気設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	34,062,000	33,600,000	98.6%	—	
窓明館附属手洗所整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月2日	株式会社田島工務店 東京都世田谷区弦巻3丁目26番4号	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	56,269,500	56,175,000	99.8%	—	
赤坂設備センター新築機械設備第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月8日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物一体の機械設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	61,299,000	60,900,000	99.3%	—	
宮殿東庭敷石修繕その他工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月13日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	本工事は、宮殿東庭敷石修繕、地下駐車場錠前取替及び松の塔照明器具取替を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,835,650	3,570,000	93.1%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院事務所ほか新築第7回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年11月22日	株式会社浅沼組 大阪市天王寺区東高津町1-2番6号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	66,486,000	66,150,000	99.5%	—	
京都大宮御所御殿屋根棟積瓦ほか修繕第1回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成19年12月3日	株式会社佐桑工務店 京都府京都市左京区下鴨高木町3-9番地の4	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	20,475,000	—	—	
赤坂設備センター新築工事に伴う第5回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月4日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	本業務対象工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断される。また、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、今迄継続して本業務を任せてきた工事監理業者以外の者に本業務を任せることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	2,007,600	1,995,000	99.4%	—	
葉山御用邸自動車車庫改築ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月5日	株式会社新幸建設 東京都世田谷区弦巻3丁目2-6番4号	本件工事について、当初、平成19年10月19日に指名競争入札を行う予定であったが、同社を除き、指名した業者すべてが入札前日までに入札辞退を申し出たため、本件入札には競争性があるとはいえなくなり、入札を執行することが出来なくなった。 そのため、同年11月21日に指名業者を全て入替えて入札を行ったところ、いずれの業者も予定価格に達せないまま最終的に辞退となった。 既に二度の入札機会を設けており、今回の工事期間を考慮すると期間内に終わらせることは非常に困難な状況であるため、これまで2度の入札において唯一入札を辞退しておらず、かつ1度目の入札時に積算をしていた同社と随意契約することとした。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	57,529,500	56,700,000	98.6%	—	
皇居平川門手洗所整備ほか工事に伴う埋蔵文化財調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月10日	郷建設株式会社 東京都目黒区祐天寺2-1-5-16	本業務は、皇居平川門手洗所整備ほか工事に伴う埋蔵文化財試掘調査業務の調査結果を基に、千代田区教育委員会と協議した結果、本格的な調査が必要になったため行うものである。本業務は本工事と一連のものであり、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑な施工を確保するうえで、本工事施工者以外に本業務を行わせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	4,205,250	4,116,000	97.9%	—	
皇居養蚕所屋根改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月11日	塚本建設株式会社 群馬県藤岡市小林4-0-2番地	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	67,641,000	66,150,000	97.8%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院事務所ほか新築工事に伴う第7回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月20日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	本件業務対象工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断される。また、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、今迄継続して本業務を任せてきた工事監理業者以外の者に本業務を任せることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	1,186,500	1,155,000	97.3%	—	
皇居平川門手洗所整備ほか工事に伴う埋蔵文化財調査業務（その2）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成19年12月25日	郷建設株式会社 東京都目黒区祐天寺2-15-16	本業務は、皇居平川門手洗所整備ほか工事に伴い行われている、埋蔵文化財調査の継続業務である。本業務は本工事と一連のものであり、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑な施工を確保するうえで、本工事施工者以外に本業務を行わせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	3,353,700	3,280,200	97.8%	—	
皇居西地区伝統的木造建築物第1回詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年1月10日	財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目24番8号	本業務は、皇居西地区にある劣化状況の著しい伝統的木造建築物の詳細調査診断を施し、施設保全管理上の資料を得るものである。 本業務を履行するにあたっては、伝統的木造建築物の保全技術に関する調査研究や技術開発に精通し、伝統的木造建築物の総合的保全技術に関する広範、かつ、専門的な知識が必要である。さらに、技術情報収集や保全技術の検討にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、国、地方公共団体等の建築物等の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を行うこと等を目的に設立され、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、(財)建築保全センターを契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(財)建築保全センターが本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。（会計法第29条の3第4項）	19,645,500	19,425,000	98.9%	—	
須崎御用邸外構フェンス改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年1月16日	株式会社テクノワン 静岡県下田市箕作495番地	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	3,549,000	3,517,500	99.1%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
秋篠宮邸各所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年1月28日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、秋篠宮内各所の改修及び修繕を行う工事である。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分に隣接しているため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要があるため。（会計法第29条の3第4項）	4,291,350	3,780,000	88.1%	—	
楽部庁舎ほか冷温水発生機修理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月5日	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川二丁目2番10号	本工事は、楽部庁舎、書部庁舎、窓明館、豊島岡参集所及び御料牧場事務所に設置してある空調用冷温水発生機の主要部品である燃焼機器及び電装機器の取り替えを行う工事である。 本工事では、製造者が作成した技術資料に基づき改修を行い、製造者が設計したCPU基板から各種情報を専用機器で読み込みながら試運転調整を行わなければならないため、製造時の技術資料及びデータ等を保有し、他社では知り得ない当該設備の内部構造、製造システム等に精通している製造者でなければ、本工事を行うことは困難である。これらのことから、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、機器が適切に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。 テクノ矢崎株式会社は、当該設備を設計・製造及び施工した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	6,035,400	5,670,000	93.9%	—	
高円宮邸車寄せスロープ床改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月6日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	本工事は、高円宮邸の正面玄関車寄せ改修及び女子職員作業室床張替等の内装改修を行うものである。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる場所であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 （株）竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	4,213,650	4,200,000	99.7%	—	
皇居吹上北通り樹林整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月18日	株式会社蛭田植物園 東京都世田谷区北沢5丁目1番4号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	8,283,450	7,875,000	95.1%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿表御座所建具改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年2月19日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、宮殿表御座所建具改修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 ㈱大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,987,900	3,885,000	97.4%	—	
葉山御用邸保全対策緑地林相整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年2月26日	生駒植木株式会社 横浜市戸塚区小雀町1805番地	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,811,100	4,725,000	98.2%	—	
赤坂東邸電話交換機改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年2月27日	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽一丁目7番27号	本工事は、赤坂東邸に設置されている既存電話交換機の回線増設と各種設定を行う工事である。 施工対象の電話交換機は、製造者が設計したCPU基板等で構成されており、製造者の設計による独自性の高い設備である。本工事では、機器設定でプログラムデータの入力を要するため、製造時の技術資料及びデータ等を保有し、他社では知り得ない当該設備の内部構造、制御システム等に精通している既設機器を製造した者でなければ、回線増設及び各種設定を行うことは困難である。 また、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、システムが適切に対応動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱富士通ビジネスシステムは、当該設備を設計・製造及び施工した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	2,916,900	2,872,800	98.5%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所等改修第5回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月27日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす（株）大林組と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	87,643,500	87,465,000	99.8%	—	
正倉院事務所ほか新築第8回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月29日	株式会社浅沼組 大阪市天王寺区東高津町1-2番6号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	47,302,500	47,250,000	99.9%	—	
皇居坂下洗手所建替工事に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年2月29日	株式会社渡辺明設計事務所 東京都目黒区碑文谷4-1-6-19	本業務は、皇居坂下洗手所建替工事に伴う設計業務である。 本業務は、技術的判断を要し、競争を許さない場合（技術力重視）に該当するので、本契約に先立ち、プロポーザルを実施した結果、（株）渡辺明設計事務所を選定したので、契約の相手方の予定者としていたものであるため。（会計法第29条の3第4項）	3,354,750	3,118,500	93.0%	—	
赤坂御用地丸山御茶屋周辺庭園整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月7日	株式会社根本造園 東京都東久留米市南町1丁目5番4号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,999,050	4,725,000	94.5%	—	
秋篠宮邸庭園芝張替工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月10日	株式会社高橋植木 東京都世田谷区用賀1丁目2番14号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	11,119,500	10,615,500	95.5%	—	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
赤坂宿舎第18号建物改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月10日	株式会社マクマ建装 東京都荒川区東日暮里5-52-4タイガービル1F	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,984,350	4,935,000	99.0%	—	
秋篠宮邸侍女棟改修その他工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月17日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、秋篠宮邸内各所の改修及び修繕を行う工事である。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分に隣接しているため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設(株)は、当該施設の新築及び増築・改修工事を施し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	9,332,400	9,240,000	99.0%	—	
赤坂宿舎第16号建物外壁改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年3月17日	中島建設株式会社 東京都足立区堀之内一丁目2番11号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、同一の建築物の修繕を目的とする工事であること、また前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	13,156,500	13,072,500	99.4%	—	